

20. 「数学通信」の著作権ならびに電子的公開に関する規約について

「数学通信」の編集作業にあたり著者から著作権の扱いについて聞かれることが度々ありました。それから、今後出版される「数学通信」の中の講演記録などを電子化するにあたって、著作権の扱いを明確にしておいた方がいいと2005年度の編集委員会では判断しました。そこで、2005年度「数学通信」編集委員会では表記の規約（155ページに掲載）を定めました。この規約は2006年3月に理事会決定を受けました。

著作権の規約は、この11巻1号から適用されますが、以前から要望が出されていたように転載などに関して非常に緩やかなものとなっております。

過去に遡って適用する部分として、個人のホームページや機関レポジトリへの掲載に関する規約があります。これも著者の権利を最大限に尊重する形で定めてあります。この部分の規約は、個人のホームページやレポジトリへの掲載を、何らの障害も生じないようにスムーズに進めるための手続きを定めたものと理解して頂ければと思います。以前のように何らの規約もない状況では、著者と編集委員会の間で交渉をする必要が生じますが、その必要をなくしたことになります。

「数学通信」は多種多様な性質の文章が掲載されており、この規約の切り分けでは解決できない部分が生じるかもしれません。それに関しては、例外規定を編集委員会が蓄積することで対処していけばと思います。

最後に、これは常識的なことで書いておりませんが、転載などにあたって加筆しても何らの問題はありませんが、何らかの形で加筆したことを記載して頂ければと思います。

（2005年度「数学通信」編集委員長
戸瀬信之記）